

事業計画書

第1 事業の概要

令和7年中の静岡県内における刑法犯認知件数は、1万7,856件で、令和5年から3年連続で増加しており、数値面での治安は悪化の傾向にあります。

特殊詐欺の被害は統計開始以降、件数・被害額とも最多となったほか、依然としてSNS型投資・ロマンス詐欺は後を絶たないなど、憂慮すべき状況にあります。

加えて女性や子供に対する犯罪、サイバー犯罪が多発するなど、安全で安心して暮らせる社会の実現には、なお一層の努力が必要であると感じられます。

このような状況から、本年度も引き続き「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策」の活動を強力に推進し、県民の防犯意識の高揚を図り、連帯感や絆作りを強化して、地域社会が本来持っている犯罪抑止機能を高め、安全で安心できる犯罪の起きにくい社会づくりのため、警察、自治体を始め地区防犯協会、関係機関・団体、地域住民等と連携協働して、県民総ぐるみによる「しずおか防犯まちづくり」の実現を目的に、次のとおり事業を推進します。

第2 事業実施計画

1 防犯活動推進事業

(1) 防犯功労者（団体）の表彰及びポスター・標語・青パト活動写真コンクール

ア 防犯功労者（団体）の表彰

地域安全活動、青少年の健全育成等の防犯活動に功労のあった個人、団体を表彰するとともに、公益財団法人全国防犯協会連合会及び関東防犯協会連絡協議会への適切な表彰上申を行う。

イ ポスター・標語・青パト活動写真コンクール

関係機関の協力を得て、県内の小・中・高校生等から地域安全や暴力団追放に関するポスター・標語を募集するとともに、青パト活動写真を募集し、これら作品のコンクールを開催、優秀作品を表彰する。

(2) 各地区防犯協会との連携と指導育成

ア 防犯指導員研修会の開催

防犯活動を効果的に推進するため、地区防犯協会との連携を強化するとともに、県警察生活安全部の担当幹部等を講師に招いて、防犯指導員研修会を開催する。

イ 防犯指導員に対する保険の加入

防犯指導員が安心して業務推進できるよう賠償責任保険に加入する。

ウ 青色防犯パトロール車の配車の斡旋

地域安全活動の機動性を確保するため、青色防犯パトロール車の配備の斡旋を行う。

(3) 少年の健全育成及び非行防止活動の実施

ア 青少年の非行問題に取り組む全国強調月間等への支援

7月の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」、11月の「子供・若者育成支援強調月間」を支援する。

イ 少年ボランティア団体に対する協力支援

少年警察ボランティア等の活動を支援する。

ウ 薬物乱用防止活動の推進

静岡県警察少年サポートセンターを始め、関係機関・団体と連携し、薬物乱用の実態と有害性を訴える広報活動を展開し、危険ドラッグ等薬物を追放する社会環境づくりを推進する。

(4) 各各種防犯団体等との連携と地域安全活動に対する協力支援

ア 防犯ボランティア地域交流会等の開催

「安全で安心なまちづくり」を推進するため、防犯ボランティア役員、自治体関係者等の防犯ボランティアのリーダーを中心に「防犯ボランティア地域交流会」を開催する。

また、県警察が主催するヤング防犯ボランティア交流会の開催を支援する。

イ 地域安全推進員等に対する活動支援

地域安全推進員の活動に対し、活動マニュアル等の冊子を交付するとともに、「ボランティア保険」の加入促進を支援する。

また、自主防犯ボランティア団体の活動が効果的に推進できるよう指導マニュアル、小冊子、装備資器材等を配布するなど積極的に支援する。

更に、大学生を中心とした20歳代や、40歳代以下の会社員、公務員、自営業者等の現役世代による自主防犯活動への参加促進と活性化を図るための諸活動を支援する。

ウ 暴力追放・銃器根絶運動の推進

暴力団の介在を受けやすい風俗営業の業界に対し、風俗営業所等管理者講習会において、暴力団撃退マニュアル等の資料を配布しての県暴力団排除条例の解説等の講義を行うとともに、警察、公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターとの共催で、「暴力追放・銃器根絶県民大会」を開催し、県民に対して暴力追放及び銃器のない社会環境づくりを推進する。

エ 犯罪被害者対策への協力支援

NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと連携して、犯罪被害者支援活動への積極的な参加と支援を継続して行う。

オ 学生ボランティアの育成支援

全国防犯協会連合会主催で東京で開催される「次世代ボランティアリーダー研修会」に、本県から学生ボランティアを参加させ、リーダーへの育成を図る。

カ 関係機関・団体との連携の強化

警察や関係機関・団体が主催する会議や諸行事に積極的に参加し、連携の強化を図る。

また、静岡新聞社・静岡放送と静岡県警察、それに賛同する企業や団体、県民が一緒になって行う「防犯ランニング」のプロジェクト、「しずおかランニングパトロール（SRP）」の活動への支援を行う。

(5) 静岡県・静岡県警察との連携による犯罪抑止のための広報啓発活動

ア しずおか防犯まちづくり県民会議の行う諸施策の推進

「しずおか防犯まちづくり県民会議」の幹事団体として、県民会議の活動重点である「特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止（最重点事項）」「子どもの安全確保対策による被害防止」「自転車盗、自動車盗をはじめとした乗り物盗の被害防止」など、子供・女性・高齢者等の被害の防止、住居及び事業所等の盗難被害防止を中心に諸施策を推進する。

イ 静岡県警察が行う諸施策の推進

県警察が行う各種の犯罪抑止のための強化期間（全国地域安全運動、年末特別警戒）、特殊詐欺撲滅に向けた取組強化等や諸対策に対して、広報媒体を活用するとともに、チラシ・ポスターを始め、小冊子、看板及びDVDを購入、配布するなどして広報啓発活動を推進する。

(6) 地域安全運動等県民の防犯意識の高揚

ア 防犯思想の普及啓発

侵入犯罪や街頭犯罪に関する情報と対策を、各種のチラシや「静防連だより」、「ホームページ」等で提供し、防犯意識の高揚を図るとともに、公益財団法人全国防犯協会連合会や関係団体発行の機関紙（誌）、各種資料、ポスター、リーフレット等を斡旋・配布するなど、継続した広報啓発活動を推進する。

また、犯罪の発生傾向と防犯対策について要望の多いDVDを購入整備して各地区に貸し出し、視聴覚を通じた自主防犯意識の高揚と犯罪抑止を図る。

イ 地域安全活動の推進

県民の防犯意識の高揚と自主防犯活動を定着させるため、「みんなでつくろう安心の街」をスローガンに警察、自治体、関係機関・団体、地域住民等と連携して、「自分の命・財産は自ら守る」「自分たちの地域は皆で守る」を浸透させるよう恒常的な地域安全活動を推進する。

また、「全国地域安全運動」（10月11日から同月20日までの10日間）の実施、「地域安全のつどい」の開催、「年末特別警戒」の支援等、個別の施策を推進する。

ウ 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

県民の身近で発生し不安感を与えている街頭犯罪、住宅を対象にした侵入犯罪、子供・女性を対象にした犯罪、特殊詐欺等を抑止するために、県警察が総力を挙げて推進している「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策」の活動を積極的に支援する。

(7) 防犯施設及び防犯資器材の普及

防犯モデルマンション認定事業や防犯資器材（防犯ブザー、迷惑電話防止機器等）を、広報紙、チラシ、ホームページ、各種会議・イベント等で紹介して普及を図る。

(8) 防犯対策の調査研究

事業活動を効果的に推進するため、他府県防犯協会との情報交換を積極的に実施し、有効施策を活用する。

また、少年非行・各種犯罪実態、犯罪統計、犯罪発生傾向・特徴、地域安全活動に関する資料を収集し、防犯対策の調査研究を推進する。

2 自転車等の防犯登録事業等

(1) 自転車等の防犯登録事業

ア 自転車等防犯登録の推進

自転車防犯登録所と連携を密にして、登録業務を適正かつ効率的に推進し、併せて自転車等防犯登録標の早期登録に努める。

イ 照会業務の適正な推進

盗難・遺失・放置自転車の早期発見・処理のため、自転車利用者等からの照会に対して迅速的確に対応する。

(2) 自転車盗難防止対策の広報啓発活動

自転車の盗難防止と被害の早期回復を図るため、学校、大型量販店、駐輪場に対して、自転車防犯登録の実施とカギ掛けの励行について重点的に広報啓発活動を推進する。

3 防犯モデルマンション・タウン認定（指定）事業

(1) 防犯モデルマンションの認定と普及

県警察及び一般社団法人静岡県都市開発協会と連携して、犯罪の防止に配慮した構造設備を有する「防犯モデルマンション」の適正な認定と普及を図る。

(2) 防犯モデルタウンの指定と普及

県警察と連携して、犯罪に強い住宅と防犯に配慮した地域環境設計の分譲住宅団地を「防犯モデルタウン」に指定する制度の普及を図る。

4 風俗営業所等の管理者講習、構造・設備等の調査及び風俗環境浄化に関する事業

(1) 受託事業の推進

ア 風俗営業及び特定遊興飲食店営業の管理者を対象とした講習会を開催する。

イ 風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可申請等における営業可能地域及び営業所の構造・設備等の現地調査を実施する。

(2) 環境浄化活動の推進

関係機関・団体と連携して、繁華街・歓楽街における悪質有害な宣伝ポスターを一掃するなどの環境浄化活動を推進するとともに、県警察が推進している「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策」を支援する。

(3) 法定帳簿等の斡旋

風俗営業許可申請書等の法定用紙及び風俗営業所等管理者の業務に関する必要書類の斡旋を行う。

(4) 風俗環境に関する苦情の処理

地域住民からの風俗環境に関する苦情、要望等を受理し、問題の早期解決に努める。

第3 組織運営

1 会議の開催

(1) 令和8年度理事会

令和8年5月12日、静岡市内において、第1回理事会を開催する。

令和8年6月3日、静岡市内において、第2回理事会を開催する。

令和9年3月3日、静岡市内において、第3回理事会を開催する。

(2) 令和8年度社員総会

令和8年6月3日、静岡市内において、社員総会を開催する。

2 関係機関・団体との連携の強化

公益財団法人全国防犯協会連合会、関東防犯協会連絡協議会、地区防犯協会、その他関係機関・団体等との、より広範な連携協働を強化する。

3 財政基盤の確立

本会の目的や事業活動に賛同する賛助会員を広く募集する。